

障害者の積極的な雇用拡大について（お願い）

障害者の雇用対策につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「福祉から一般就労」への流れが本格化し、障害のある方々の就労意欲がさらに高まる中、県下の各企業の皆様の障害者雇用への御理解、御努力によりまして、県内ハローワークにおける障害者の就職件数が10年連続で増加するなど、雇用されている障害者は着実に増加するとともに、障害者法定雇用率の達成企業割合も66.3%と8年連続して全国一の水準を維持しているところです。

しかしながら、昨年の障害者雇用状況報告によりますと、33.7%の企業が法定雇用率未達成であり、そのうち障害者を1人も雇用していない企業は52.2%、また、障害者をあと1人雇用すれば法定雇用率を達成する企業は76.8%となっています。

さらに、昨年4月から、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されたことに伴い、民間企業の障害者雇用率が2.2%へ引き上げられるとともに、更に3年を経過する日より前に2.3%へ引き上げられることとなっており、雇用の拡大が益々重要となる中において、雇用されている障害者に占める精神障害者の割合は10.4%にとどまっている状況です。

こうした状況の下、佐賀労働局及び佐賀県では、きめ細やかな職業相談などによる障害のある求職者に対する就労支援をはじめ、関係機関とのチーム支援や各種助成金制度の活用等により、企業における障害者の採用や職場定着に対する支援等を推進しているところです。

これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

貴会におかれましても、加盟企業各社が引き続き障害者の積極的な雇用に努めていただけるよう、特に、障害者の雇用数が不足している企業の早期法定雇用率達成に向け御支援いただくとともに、精神障害者の雇用拡大について御配慮いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

令和元年9月3日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 内田 健 殿

佐賀労働局長

菊池 泰文



佐賀県健康福祉部長

川久保 三起子

